

# E i w a N e w s

令和8年度税制改正大綱の概要(その2)

令和8年2月  
(No.247)

今回は、前回(No.246)に引き続き、令和8年度税制改正大綱のうち主な項目をご紹介いたします。

## [1] 個人所得課税

### NISA(つみたて投資枠)の対象年齢の見直し

NISA(つみたて投資枠・成長投資枠)の対象年齢は18歳以上とされていますが、17歳以下についても、つみたて投資枠(こどもNISA)の利用が可能とされます。なお、こどもNISAの年間投資枠は60万円、非課税保有限度額は600万円です。  
※上記の改正は令和9年分以後の所得税について適用される見込みです。

### 特定の基準所得金額の課税の特例の見直し

税負担の公平性の観点から、令和5年度税制改正(令和7年分以後の所得税)より極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置として、おおむね平均的な水準として約30億円を超える高い所得を対象に一定の所得税を課すこととされました。

令和8年度税制改正により、追加の税負担を計算する基礎となる基準所得金額から控除される特別控除額が1億6,500万円(現行:3億3,000万円)に引き下げられ、税率が30%(現行:22.5%)に引き上げられます。

＜追加の税負担額を計算する算式＞

(基準所得金額 - 1億6,500万円) × 30% - 基準所得税額

※基準所得金額とは、総合課税や分離課税の各種所得金額を合計した金額をいいます。

※基準所得税額とは、通常の方法で計算した場合の所得税の額と申告不要制度に係る源泉徴収税額を合計したものをいいます。

※上記の改正は令和9年分以後の所得税について適用します。

### 暗号資産取引に係る課税の見直し

暗号資産の譲渡等は総合課税により税率が最大55%とされていますが、金融商品取引法の改正を前提に、暗号資産取引業者に対して特定暗号資産の譲渡等をした場合には、譲渡所得等について分離課税により20%の税率で課税されることとなります。

また、暗号資産取引業者に対して特定暗号資産の譲渡等をしたことにより生じた譲渡損失については、翌年以後3年間の繰越控除をすることができます。

※特定暗号資産とは、金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等をいいます。

※上記の改正は金融商品取引法の改正法の施行日の属する年の翌年の1月1日以後に行う特定暗号資産の譲渡等について適用します。

## [2] 法人課税

### 賃上げ促進税制の見直し

#### (1) 大企業向け

大企業向けの賃上げ促進税制は、令和8年3月31日までに開始する事業年度に適用され、その後廃止されます。

(現行：令和9年3月31日までに開始する各事業年度について適用)

#### (2) 中堅企業向け

中堅企業向けの賃上げ促進税制は、適用期限（令和9年3月31日までに開始する各事業年度）をもって廃止されます。

なお、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間の税額控除率などについて、一定の見直しが行われます。

##### ① 繼続雇用者給与等支給額の増加割合

イ. 4%以上：税額控除率 10%（現行：3%以上：税額控除率 10%）

ロ. 5%以上：税額控除率 15%

ハ. 6%以上：税額控除率 25%（現行：4%以上：税額控除率 25%）

##### ② 教育訓練費の上乗せ措置は廃止されます。

(現行：増加割合10%以上：税額控除率 5%加算)

※上記の改正は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用します。

#### (3) 中小企業向け

教育訓練費の上乗せ措置は廃止されます。

(現行：増加割合5%以上：税額控除率 10%加算)

## [3] その他

### 食事支給に係る所得税の非課税限度額の見直し

使用者からの食事支給により受けける経済的利益について、所得税が非課税とされる限度額が月額7,500円（税抜）（現行：月額3,500円）に引き上げられます。

なお、本制度は支給を受ける食事価額の50%以上を従業員が負担することで適用できます。

### 固定資産税の免税点の見直し

固定資産税の免税点が引き上げられます。

家屋…30万円（現行：20万円）

償却資産…180万円（現行：150万円）

※上記の改正は令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用します。